

Weekly Report

第638号
令和4年2月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和3年分所得税の確定申告の注意点等

今月16日から所得税の確定申告が始まります。

◆所得税の確定申告に関する主な注意点等

◎**申告・納付期限**……所得税の確定申告は3月15日が期限ですが、新型コロナの影響で期限までの申告が困難な方は4月15日までの間、申告書に新型コロナによる延長申請と記載することで延長が認められます(4月16日以降は延長申請書の提出が必要)。

◎**医療費控除**……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。また、健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は「医療費控除の明細書」の記入を省略できますが、通知に記載のない医療費(反映されていない期間分や自由診療など)は領収書に基づき明細書に記入します。

◎**寄附金控除(ふるさと納税)**……確定申告を行う方は、ふるさと納税のワンストップ特例を申請している場合でも特例の適用が受けられないため、令和3年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎**住宅ローン控除**……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用する方は、非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

◎**雑損控除**……災害等で資産に損害を受けた方は雑損控除を適用できますが、生活に通常必要でない資産(貴金属、書画、骨董など)は対象外です。

◎**給与以外に副収入等がある場合**……年末調整を行った給与所得者でも、副収入等による所得が20万円超の場合は確定申告が必要となります。なお、医療費控除などを受けるために確定申告をする場合は、20万円以下でも申告が必要です。

事業復活支援金の特例申請は2月18日開始

新型コロナの影響により令和3年11月～4年3月のいずれかの月の売上高が30%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付する「事業復活支援金」の申請受付が始まっていますが、新規開業した事業者や個人から法人化した事業者、NPO法人などの特例申請は、今月18日から受付開始となります。

なお、法人成り特例、合併特例、事業承継特例については、1月24日に公表された適用条件が一部変更されており、「令和2年1月以降(変更前:令和3年11月以降)で、かつ事業収入を比較する基準月から対象月までの間に法人成り・合併・事業承継した事業者」が対象となります。

外国人労働者は過去最高の約173万人

外国人を雇用する全ての事業主には、外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れ及び離職の際に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

厚労省が公表した外国人雇用の届出状況(令和3年10月末現在)によると、外国人労働者数は約172万7千人(前年比0.2%増)、外国人雇用事業所数は約28万5千事業所(同6.7%増)となり、ともに過去最高を更新しました。